

○高知県警察交通機動隊運営規程

昭和48年 3月23日

高知県警察本部訓令第6号

改正 昭和49年 4月 1日高知県警察本部訓令第3号
昭和57年 8月 6日高知県警察本部訓令第15号
昭和58年 9月 1日高知県警察本部訓令第9号
昭和60年 9月26日高知県警察本部訓令第20号
平成 2年 3月23日高知県警察本部訓令第4号
平成 3年 9月 5日高知県警察本部訓令第19号
平成 7年 1月30日高知県警察本部訓令第3号
平成 9年 3月24日高知県警察本部訓令第2号
平成11年 3月10日高知県警察本部訓令第1号
平成17年 4月 7日高知県警察本部訓令第15号
平成18年 3月20日高知県警察本部訓令第3号
平成21年12月10日高知県警察本部訓令第25号
平成22年 1月 6日高知県警察本部訓令第1号
平成23年 3月14日高知県警察本部訓令第10号
平成24年 4月11日高知県警察本部訓令第15号
平成26年 3月17日高知県警察本部訓令第7号
平成27年12月15日高知県警察本部訓令第24号
平成30年 3月27日高知県警察本部訓令第5号
平成31年 3月25日高知県警察本部訓令第8号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この訓令は、交機隊の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年本部訓令10号〕

(編成)

第2条 交機隊は、本隊及び西部分駐隊をもって編成する。

一部改正〔昭和58年本部訓令9号・平成2年4号・9年2号・23年10号〕、

全部改正〔平成24年本部訓令15号〕

(任務)

第3条 交機隊は、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ主として幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、交通秩序維持の中核として交通の指導取締

り、交通整理、交通事故発生時の初動活動を行うとともに、緊急配備等の警察活動を行うことを任務とする。

旧4条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕

(活動区域等)

第4条 交機隊の位置及び活動区域は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔昭和58年本部訓令9号〕、旧5条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、一部改正〔平成24年本部訓令15号〕

(隊長の責務)

第5条 隊長は、関係所属長と連絡を密にして、交機隊を集中的かつ弾力的に運用するとともに、隊員の勤務の安全を図るため計画的に隊員の教養訓練及び安全運転管理を行い、交機隊の効果的な運用に努めるものとする。

旧6条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕

(分駐隊の身分等)

第6条 西部分駐隊員は、中村署の兼務とする。

2 中村署長(以下「分駐隊配置署長」という。)は、隊長と連絡を密にして、分駐隊員に対する教養訓練を実施するほか、分駐隊の効果的な運営に努めるものとする。

追加〔平成24年本部訓令15号〕

(隊員の選任)

第7条 隊員の選任に関する基準等については、別に定める。

追加〔平成30年本部訓令5号〕

(勤務計画)

第8条 隊長は、第3条に定める任務を遂行するため交通事故の発生状況その他道路交通の状況を常に把握、検討して、月間の勤務計画を作成し、隊員に指示するとともに、関係所属長に通報するものとする。

旧8条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧6条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧7条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(応援要請)

第9条 所属長は、隊員の応援を必要とする場合は、電話等の方法により隊長に要請するものとする。

2 前項の規定により応援派遣された隊員は、原則として応援先の所属長の指揮を受けて職務を行うものとする。

旧9条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧7条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧8条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(勤務制及び勤務時間)

第10条 隊員の勤務は、毎日勤務とする。

2 隊員の活動及び勤務時間の基準は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔昭和49年本部訓令3号〕、一部改正〔平成9年本部訓令2号〕、旧10条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧8条を一部改正し繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧9条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(勤務の種別)

第11条 隊員の勤務の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通常勤務

勤務計画に基づいて行う警ら(交通監視を含む。以下同じ。)、車両整備、書類整理及び教養訓練をいう。

(2) 特別勤務

警衛、警護その他隊長が必要と認めて命じた勤務をいう。

一部改正〔平成9年本部訓令2号・11年1号〕、旧11条を繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧9条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧10条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(勤務の変更)

第12条 隊長は、必要がある場合は、隊員の勤務の変更を命ずることができる。

2 隊員は、勤務を変更する必要があるときは事前に、急を要するときは事後速やかに隊長に報告すること。

一部改正〔平成11年本部訓令1号〕、旧12条を繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧10条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧11条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(事件、事故等の捜査処理)

第13条 隊員が勤務中取り扱った事件事故等は、次に掲げるところにより捜査処理しなければならない。

(1) 道路交通関係法令違反を検挙したときは、速やかに関係書類を作成して隊長(分駐隊員にあっては、分駐隊配置署長)に報告すること。

(2) 身柄の拘束を伴う場合及び前号に定める犯罪以外の犯罪を取り扱った場合は、速やかに当該犯罪に係る場所を管轄する署に引き継ぐこと。ただし、道路交通関係法令違反の身柄拘束事件のうち、高知署、高知南署及び高知東署管内の事案にあっては交機隊で処理し、その他の署の管内にあっては逃走事案等の悪質又は特異な事案については関係所属長と隊長とが協議して処理するものとする。

(3) 交通事故を現認し、又は届出を受けたときは、直ちに被害者の救護その

他応急の措置を講じ、当該交通事故の場所を管轄する署(以下「所轄署」という。)に引き継ぐものとする。ただし、物損事故については、原則として現場捜査を行つた後、関係書類を作成し、速やかに所轄署に引き継ぐこと。

一部改正〔平成11年本部訓令1号・18年3号〕、旧13条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧11条を一部改正し繰下〔平成24年本部訓令15号〕、一部改正〔平成26年本部訓令7号〕、旧12条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(隊員の心構え)

第14条 隊員は、交通秩序維持の中核的存在であることを認識し常に車両運転及び指導取締り技術の向上に努めるほか、次の各号に留意して勤務しなければならない。

- (1) 交通関係法令を遵守するとともに、他の交通に注意して受傷事故防止に努めること。
- (2) 常に指定の服装を着用し、端正な容相を保つとともに、市民応接に当たっては懇切丁寧な態度で臨み、市民の信頼と協力を得るように努めること。
- (3) 法令の違反者に対しては、違反事実を懇切かつ簡明に指摘するとともに、質問及び取調べは必要事項のみにとどめ、冗長にわたらないようにすること。
- (4) 隊員は、出動中活動区域の所轄署員と連絡を密にし相互に協力するように努めること。
- (5) 運行前点検を綿密に行うほか、常に車両の整備に意を用い、故障、不良箇所の早期発見修理に努めること。
- (6) 信号機、道路標識等の交通安全施設の状況に配意し、新設、復旧、修理又は改善を要すると認める場合は、応急の措置をとつた後速やかに隊長に報告すること。

一部改正〔昭和60年本部訓令20号・平成2年4号〕、旧14条を繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧12条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧13条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(車両の使用等)

第15条 車両の使用及び点検整備については、高知県警察車両等管理運用規程(平成30年3月本部訓令第4号)の定めるところにより行うものとする。

旧15条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧13条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧14条を一部改正し繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(勤務日誌)

第16条 隊員は、勤務の状況及び勤務中取り扱つた事項を、別記様式の勤務(運転)

日誌に記載して、隊長(分駐隊にあっては、分駐隊配置署長)に報告しなければならない。

一部改正〔平成9年本部訓令2号〕、旧16条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧14条を一部改正し繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧15条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

(細則)

第17条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

旧18条を一部改正し繰上〔平成23年本部訓令10号〕、旧16条を繰下〔平成24年本部訓令15号〕、旧17条を繰上〔平成27年本部訓令24号〕、旧16条を繰下〔平成30年本部訓令5号〕

付 則

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 高知県警察交通機動巡ら隊運営規程(昭和47年3月本部訓令第6号)は廃止する。

附 則(昭和49年4月1日高知県警察本部訓令第3号)
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年8月6日高知県警察本部訓令第15号)
この訓令は、昭和57年8月6日から施行する。

附 則(昭和58年9月1日高知県警察本部訓令第9号)
この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月26日高知県警察本部訓令第20号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成2年3月23日高知県警察本部訓令第4号)
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月5日高知県警察本部訓令第19号)
(施行期日)

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)
この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成9年3月24日高知県警察本部訓令第2号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月10日高知県警察本部訓令第1号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月7日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成17年4月10日から施行する。

附 則(平成18年3月20日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月10日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月6日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年1月18日から施行する。

附 則(平成23年3月14日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成23年3月25日から施行する。

附 則(平成24年4月11日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月15日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、平成27年12月15日から施行する。

附 則(平成30年3月27日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

追加〔平成24年本部訓令15号〕

名称	位置	活動区域
本隊	高知市布師田3590番地の1 県本部庁舎別館	県下全域
西部分駐隊	四万十市右山2034番地17 中村署	窪川署、中村署、宿毛署の管轄区域

(別表第2・別記様式省略)